

## 第1条（総則）

本協議会の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体とし、協議会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

## 第2条（会員の種類及び権利）

当協議会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。

1. 幹事会員は、本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、幹事会を構成するとともに総会、幹事会及び各委員会の活動に参加することができる。
2. 正会員は、本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び各委員会の活動に参加することができる。
3. 賛助会員は、本協議会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び技術委員会の活動に参加することができる。また、幹事会員の推薦により、企画委員会の活動に参加することができる。
4. 特別会員は、本協議会の趣旨に賛同し参加を希望する大学、研究機関等とし、委員会、総会に参加することができる。
5. 幹事会員及び正会員は、総会においてそれぞれ二票、一票の表決権を有する。
6. 幹事会員,正会員,特別会員は、任意のグループを構成し、本協議会の資産を利用した実験、事業活動を企画、実施することができる。（但し費用は自己負担とする。）また、活動内容は、適宜、各委員会に報告しなければならない。

## 第3条（入会手続き）

本協議会の会員になろうとする者は、次の書類を協議会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

1. 入会申請書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票
4. 各種証明書等
  - (1) 法人の場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本及び直近の決算書
  - (2) 任意団体の場合は、申請者が団体の代表者であることを証する書面及び組合財産を示す書類

## 第4条（入会の承認）

会員の入会については本協議会事務局がこれを審査し、幹事会の承認を得てこれを承認する。事務局は承認後速やかに会員登録を行い、当該会員に手続きの完了を通知する。

なお、本協議会の会員になろうとする者が次の場合に該当するとき、当協議会は入会を拒否することができる。

- (1) 入会申請をした法人、団体が、法令もしくは公序良俗に反する事業を行いまた

- はこれを行おうとしている場合
- (2) 入会申請手続きに不備のある場合
  - (3) 本協議会より除名処分を受けたことがある場合

#### 第5条（入会日）

入会を認められた者は、会員登録の日をもって当協議会の会員となる。

#### 第6条（会費等）

会員は別途定める入会金及び年会費を指定の期日までに納入しなければならない。

#### 第7条（届出事項の変更）

会員は入会時に届出た事項に変更があったときは、変更内容を証する書面を添付の上、本協議会に対し、これを届出なければならない。

#### 第8条（会員資格の喪失）

本協議会の会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
  - (2) 除名処分を受けたとき
  - (3) 会員が解散もしくは破産したとき
2. 1の各号の場合において会員が既に納付した会費等は、これを返還しない。
3. 1の各号の場合において会費等が未納付の場合、会員はこれを納付しなければならない。

#### 第9条（退会）

本協議会を退会しようとする会員は、退会届に必要事項を記入のうえ、退会日の1ヶ月前までに提出することで本協議会を退会できるものとする。

#### 第10条（除名）

幹事会は会員が次のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 当協議会の名誉を著しく毀損する行為またはこれに類似する行為があったとき
- (2) 本協議会の規約等に違反する行為があったとき
- (3) 会費を6ヶ月以上滞納したとき

#### 第11条（規定の改定）

本規定の改定は幹事会の決議による。

#### 第12条（その他）

本規定に定めのない事項については幹事会において別途定める。

#### 附則

- 1．本規約の細則「本協議会会費に関する細則」を改訂し、平成18年6月8日より適用開始とする。
- 2．本規約の細則「会員の関係会社の権利に関する細則」を改訂し、平成18年6月8日より適用開始とする。
- 3．本規約の細則「賛助会員の権利に関する細則」を改訂し、平成18年6月8日より適用開始とする。
- 4．本規約の第2条を改訂し、平成18年6月8日より施行する。



#### **( 会員の関係会社の権利に関する細則 )**

会員の権利は会員のみが有するものとする。

ただし、幹事会員および正会員の関係会社が、会員の名義にて協議会活動に参加することを認める。この場合、参加する関係会社の活動は会員がこの責任を負うものとする。関係会社とは会員が議決権の過半数を有する子会社とする。

会員が上記に該当しない関連会社を会員の名義にて協議会活動に参加させる場合は、会員が事前に事務局長および属する委員長の許可を得る必要がある。関連会社とは会員が議決権の20%以上 50%以下を有する子会社とする。

上記は会員の関係会社、関連会社が自ら会員になることを妨げるものではない。

#### **( 賛助会員の権利に関する細則 )**

企画委員会に属するワーキンググループにおいて、幹事会員が推薦する賛助会員は、該当WGのみに参加できる。

なお、この場合、該当 WG より企画委員会に設置された承認機関にて、事前に承認を得ることとする。

また、企画委員会への参加、および他の WG への未承認参加等は、できないものとする。